令和6年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

	目	次	
番号	件	名	ページ
定県第40号議案	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例		1
定県第41号議案	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例		3
定県第 42 号議案	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例		5
定県第43号議案	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例		7
定県第 44 号議案	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例		10
定県第 45 号議案	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部を改正する条例		13
定県第46号議案	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基 準等を定める条例等の一部を改正する条例		25
定県第47号議案	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例		36
定県第 48 号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例		38
定県第 49 号議案	指定通所支援の事業等の人員、設備 める条例の一部を改正する条例	請及び運営に関する基準等を定	41
定県第 50 号議案	指定障害児入所施設等の人員、設備 める条例の一部を改正する条例	情及び運営に関する基準等を定	46
定県第 51 号議案	指定障害福祉サービスの事業等の 準等を定める条例の一部を改正する		49
定県第 52 号議案	指定障害者支援施設の人員、設備及る条例の一部を改正する条例	ひび運営に関する基準等を定め	56
定県第53号議案	障害福祉サービス事業の設備及び 例の一部を改正する条例	運営に関する基準を定める条	59
定県第54号議案	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例 6		61

軽費老人ホームの設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第14号)の一部 を次のように改正する。

第3条第3項中「同一敷地内にある」を削る。

第20条第1項第3号中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、「の同条第3項」を削る。 第26条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を 満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8 項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生 時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第27条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第33条第2項第5号中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改め、「の同条第3項」を削る。 附則第6項の前の見出し及び同項を削る。

附則第7項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

(軽費老人ホームA型の規模)

7 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。 附則第11項中「同一敷地内にある」を削る。 附則第22項中「第32条第2項の」を「第32条第3項に規定する」に改め、「の同条第3項」を削る。 附則第25項中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第27条第3項(附則第25項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第27条第3項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案する ものであります。

養護老人ホームの設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第15号)の一部 を次のように改正する。

第3条第5項中「同一敷地内にある」を削る。

第24条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと しても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第24条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第24条第1項の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出					
	地大川県加東	囯	<u>щ</u>	1	ΔĶ.
	神奈川県知事	羔	石	祐	治
(提案理由)					
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一	部改正に伴い、所勢	要の改正	をしたい	ハので提	案する
ものであります。					

特別養護老人ホームの設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第16号)の 一部を次のように改正する。

第19条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」 を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと しても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第 二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな い。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の

病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所 させることができるよう努めなければならない。

第30条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第30条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう 努めなければならない。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の第26 条第1項(第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第30条の3 (第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第30条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例 第17号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

11 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第16条第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第24条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」 を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと しても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関 その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年

法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなら ない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者 の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに 入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第34 条第3項(第54条において準用する場合を含む。)の適用については、同項中「掲載しなければ」 とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第33条第1項(第54条において準用する場合を含む。)の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第40条の3(第54条において準用する場合を含

む。)の適用については、改正後の第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう 努めなければ」とする。 令和6年2月27日提出 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 (提案理由) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたい ので提案するものであります。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備 並びに運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県 条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に限る。)」を削る。

第16条第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと しても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機 関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条 第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の 発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病

状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

- 第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第34 条第3項(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第33条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の 設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第39条の3 (第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第39条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を したいので提案するものであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神 奈川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身 体的拘束等」という。)を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、 同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第42条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に 次の1号を加える。
 - (3) 第24条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第44条及び第50条中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

第58条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第61条中「同一敷地内にある」を削る。

第85条第5号中「指定居宅サービス等をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第100条第2項中「地域密着型特別養護老人ホーム(」を「小規模特別養護老人ホーム(過疎地域

の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームをいう。以下この項及び第148条第5項において同じ。)又は地域密着型特別養護老人ホーム(」に改め、「、当該」の次に「小規模特別養護老人ホーム又は」を加える。

第101条中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

第112条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録

第115条中「第112条第2項第2号から第4号まで」を「第112条第2項第2号、第4号及び第5号」 に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第133条中「同一敷地内にある」を削る。

第148条第5項中「地域密着型特別養護老人ホームに」を「小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに」に改め、「、当該」の次に「小規模特別養護老人ホーム又は」を、「、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第149条中「同一敷地内にある」を削る。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会の設置)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第184条中「同一敷地内にある」を削る。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第191条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第192条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第194条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第202条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」 を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」

に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第192条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流 し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適 したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 と。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具 を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例(平成25年神奈川県条例第4号)第4条第1項 第4号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流 し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(工) 便所

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適 したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 と。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障

がない場合は、この限りでない。

- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例第6条第1項に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第215条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第218条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
 - オ 特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第219条中「同一敷地内にある」を削る。

第228条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した 日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔 衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たって は、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う 体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状 が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければな らない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第 二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフル エンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。 次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を 行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第241条中「同一敷地内にある」を削る。

第250条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第251条中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第255条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを

選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を 提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏 まえ、提案を行うこと。

第256条第1項中「内容等」の次に「及びこれらの実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等」を加え、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況を把握し」を「モニタリングを行った結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス 提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検 討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングを行った結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第262条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に 次の1号を加える。
 - (3) 第255条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第268条中「同一敷地内にある」を削る。

第273条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第273条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与 又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利 用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係 者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第274条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定 福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行う ものとする。

第275条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第273条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第78条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第72条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条第3項中「第80条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第86条第5項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報

を把握しなければならない。

第88条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第85条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第2項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第97条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第137条第5項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定 があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基 準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に 規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録すること。

第141条第6項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所 リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施 計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第145条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第191条第1項第1号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)」を「介護老人保健施設基準」に改め、同条第4号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)」を「介護医療院基準」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(第91条に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第40条の2(第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第96条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の2 (第98条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、新条例第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行 する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、

第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)及び第261条第3項(第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第155条第6項(第181条の3及び第188条において 準用する場合を含む。)、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項の規定の適用について は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第166条の2 (第181条、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)及び第237条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第166条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第228条の2の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備、運営等に関する基準等を定める条 例等の一部を改正する条例

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第50条中「同一敷地内にある」を削る。

第55条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項に次の1号を加える。

(5) 第59条第4号に規定する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第61条中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に 規定する介護支援専門員」を、「等をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第130条第5項中「地域密着型特別養護老人ホーム(」を「小規模特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。)又は地域密着型特別養護老人ホーム(」に改め、「、当該」の次に「小規模特別養護老人ホーム又は」を、「、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置

を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第140条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に 規定する介護支援専門員」を加える。

第141条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る 研修を受講するよう努めなければならない。

第168条中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第176条中「病室、」を「病室又は」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第178条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第180条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を 削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第192条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第207条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。
 - (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たすこと。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護 の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合に あっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(1) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、 共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者 の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適した ものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 と。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具 を備えること。

- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イから工までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例(平成25年神奈川県条例第4号)第4条第1項 第4号に規定する食堂とみなすこと。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入 所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有すること。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、 廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たすこと。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養 介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流 し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適 したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 と。

- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。 エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならないこと。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行条例第6条第1項に規定する食堂とみなすこと。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る 研修を受講するよう努めなければならない。

第196条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第204条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
 - オ 介護予防特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。
 - (3) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設 従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - (4) 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第205条中「同一敷地内にある」を削る。

第211条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応 じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用 者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出な ければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項に おいて「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入 院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介 護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第218条中「第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に改める。 第229条中「同一敷地内にある」を削る。

第235条中「第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「第212条まで」を「第211条まで、第212条」に改める。

第239条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。 第240条中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ ならない。

第248条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 第246条第4項に規定する結果等の記録 第248条第2項中第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。
- (6) 第251条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録

第251条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第251条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第252条第1項中「期間等」の次に「及びこれらの実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用 具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、 その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条中「同一敷地内にある」を削る。

第262条第2項中第5号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、 第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 第265条第8号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

第265条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第265条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第266条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。
- 第2条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 第77条第1項第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第74条第2項第3号中「第77条第1項第11号」を「第77条第1項第13号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書(同項ただし書の規定により代えることができることとされた当該指示の内容を記載した診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)を含む。)

第77条第1項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第77条第2項中「及び第10号から前号まで」を「、第9号及び第12号から第15号まで」に改める。 第80条第3項中「第81条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「、第1項」を「、前3項」に改 め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。第118条第5項及び第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準」という。)第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。第118条第5項及び第175条第1項第4号において「介護医療院基準」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第87条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由を記録すること。

第87条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号まで」を「第6号まで」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第93条第2項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第96条第2項中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第118条第5項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第123条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第126条第11号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第126条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由を記録すること。

第126条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号まで」を「第6号まで」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第175条第1項第1号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)」を「介護老人保健施設基準」に改め、同項第4号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)」を「介護医療院基準」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第55条の10の2(第94条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第92条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

附則第4項を次のように改める。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(第94条において準用する場合に限る。) の規定の適用については、新条例第55条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による 改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(以下「新条 例」という。)第55条の4第3項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条にお いて準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。)、 第218条及び第235条において準用する場合を含む。)及び第247条第3項(第254条及び第263条にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第137条第3項(第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)及び第178条第3項(第197条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第141条の2 (第160条、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。)及び第218条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第141条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第211条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年神奈川県条例第 46号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすことと しても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を 確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同

項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第35 条第3項(第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第34条第1項(第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

(入所者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の 設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第40条の3(第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号)の一部を 次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター (第86条~第89条)」を「第11章 削除」に改める。

第2条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第66条第3号ア及び同条第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「第6条の2の2 第3項」を「第6条の2の2第2項」に、同号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊 戯場」に改める。

第67条第17項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に 改め、同条第18項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第75条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第76条第8項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第80条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規 定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設け ることとする。
- 3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第81条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第5項から第12項までを削り、同条第4項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第81条第13項中「第87条第3項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第6項とする。

第82条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第83条及び第84条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第83条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の 福祉に有害な実験にわたってはならない。

第84条 削除

第85条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第86条から第89条まで 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則 第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以 下「新児童福祉法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみな されているものについては、改正後の第80条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による ことができる。
- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置 しているものとみなされているものについては、改正後の第81条の規定にかかわらず、令和9年3 月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置されている改正前の第80条第1号に規定する主として重症心身障害 児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の第80条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前 の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている改正前の第80条第1号に規定する主として重症心身障害 児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の第81条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をした のであります。	<u>-</u> いので提案するも

指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例 第7号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

目次中 第2節 人員に関する基準 (第63条・第64条) を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準 (第65条)

第4節 運営に関する基準(第66条~第71条)」

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号及び第11号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第14号中「、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に 改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改める。

第6条第9項中「入所している」を「通所している」に改める。

第7条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項と し、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。第7条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで(第1項第1号を除く。)」を「(第1号を除く。)、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項本文」を「前2項」に、「入所している」を「通所している」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、

「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項の指導訓練室」を「第1項に規定する発達支援室」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。) に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療 (食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。) を除く。) に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
 - 第27条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。 第27条の次に次の2条を加える。
- 第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の

保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児 童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。) の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めな ければならない。

第31条の見出しを「(支援)」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「第69条において同じ。)」を「)又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第56条第3項中「入所している」を「通所している」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第81条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「。)」の次に「、第27条の2」を加え、「、第50条、第51条、第52条第1項、」を「から第51条まで、第52条第1項及び」に改め、「及び第70条の2」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」と」の次に「、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とある

のは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第89条中「及び第5項」を削り、「第28条から」を「第27条の3から」に、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に改め、「、第70条の2」を削り、「第4節」と」の次に「、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と」を、「体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第90条第1項中「、指定医療型児童発達支援」を削り、「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「、第63条」を削り、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第63条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第92条第1項中「、第66条」を削り、同条第2項中「、第66条」を削り、「、指定医療型児童発達 支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項 中「、第66条」を削る。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則 第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164 号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている ものについては、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例(以下「新条例」という。)第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前 の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第7条第4項に規定する主として難聴児を通

わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第7条第4項に規定する主として難聴児を通 わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定 児童発達支援事業所については、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によ ることができる。
- 6 新条例第27条の2 (第55条の5、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において 準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第27条の2 中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例 第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第4条第1項中「いう。)」の次に「並びに障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。)」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、 第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

- 第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成 に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支

援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉 サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上 での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について 準用する。
- 6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定 する移行支援計画の変更について準用する。

第23条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めな ければならない。

第26条の見出しを「(支援)」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。 第40条に次の2項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、 当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければ ならない。

第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由) 指定障害児入所施設等の人員、 ので提案するものであります。	設備及び運営に関する基準の-	一部改正に伴い、	所要の改正をしたい

指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

第2条第17号中「、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。 第7条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加える。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第46条中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第6項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第7項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把 握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第80条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第95条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に改める。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指 定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第1号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第60条第8項」を「第60条第9項」に改める。

第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

- 第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業 所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者

の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定 通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練 (機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス(」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護事業」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

- 第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練 (機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練) を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、1以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
 - (3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第172条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第60条第8項」を「第60 条第9項」に改める。

第185条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「、第181条第1項」を「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」

とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「、第181条第1項」を「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第194条の7を次のように改める。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、 過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又 は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

- ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア) 又は(イ) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア) 又は(イ) に掲げる数
 - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
 - (イ) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ ア以外の場合 次の(ア)又は(4)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(4) に掲げる数
 - (ア) 利用者の数が30以下 1以上
 - (イ) 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生 労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定す る指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定 地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業 を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規 定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。 以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第194条の20中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常 生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の 1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

- 第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民、地域に おいて自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域 住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協 議会(以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議にお いて、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ ならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10 年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定 医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削り、「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に改める。 第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若 しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生 活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「規定する」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項に規定する報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、 事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年 に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学 する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等について の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援 型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ず る措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しな い。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における 自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加え、「)及び」を「)並びに」に改 める。

第201条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に、「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に改める。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第205条第1項第3号及び同条第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第206条中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業 所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第208条第1項中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第60条第8項」を「第60条第9項」に改める。

第209条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第198条の7 (第201条の22において準用する場合を含む。)及び第201条の10の規定の適用については、改正後の第198条の7第2項及び第3項並びに第201条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の第198条の7第4項及び第201条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第 10号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。 第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重 及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項に規定する地域移行等意向確認担 当者(第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への 移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把 握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

- 第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民、地域に おいて自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域 住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成 される協議会(以下この条において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、 事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならな い。
- 3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者 による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じて いる場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該 指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指 定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下 この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に 関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等に当たる担当者(以下「地域移行等意向確認 担当者」という。)を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同

条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第 二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな い。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第28 条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正す る条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第11号) の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の 事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第 6項」を「同条第5項」に改める。

第13条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第14条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断 能力等について丁寧に把握しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行 われるよう努めなければならない。

第34条第1項第3号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第15条」を「第15条第1項」 に改める。

第52条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第62条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第14条第8項」

を「第14条第9項」に、「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第62条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第40条まで」を「第37条まで、第39条、第40条」に、「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第14条第8項」を「第14条第9項」に、「第15条」を「第15条第1項」に改め、「及び第38条ただし書」を削る。

第84条及び第87条中「第4項から第8項まで」を「第5項から第9項まで」に、「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童 発達支援をいう。)の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第4項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)」 を「法」に改める。

附則第5項中「、就労移行支援の事業」、「、第69条」及び「、就労移行支援事業所」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

障害者支援施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第13号)の一部 を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。 第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第16条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重 及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第17条の3第1項に規定する地域移行等意向確認担 当者(第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への 移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第16条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把 握しなければならない。

第17条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、

利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第17条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

- 第17条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(以下この条において「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会 議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第17条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等に当たる担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第16条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第39条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8 項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生 時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 第43条を次のように改める。

第43条 削除

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第17条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第17条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年2月27日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案する ものであります。